

■「振込規定」の新旧対比表（平成30年10月9日）

変 更 後	現 行
<p>1.～3. (省 略)</p> <p>4.(振込通知の発信)</p> <p>(1) 振込契約が成立したときは、当組合は、依頼内容に基づいて、振込先の金融機関あてに依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。</p> <p>(2) 窓口営業時間終了後及び金融機関休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、<u>依頼日の当日に振込通知を発信します。ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。</u></p> <p>5.～14. (省 略)</p>	<p>1.～3. (省 略)</p> <p>4.(振込通知の発信)</p> <p>(1) 振込契約が成立したときは、当組合は、依頼内容に基づいて、振込先の金融機関あてに依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。</p> <p>(2) 窓口営業時間終了後及び金融機関休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、<u>依頼日の翌営業日に振込通知を発信します。</u></p> <p>5.～14. (省 略)</p>

以 上